

家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一  
 第 2-45 部：可搬形加熱工具及び  
 これに類する機器の個別要求事項

## 正 誤 票

区分	位置	誤	正
本体	3.111	材料が締め付けられ、電気的に加熱される部分に、より薄い熱可塑性シートを溶接…。	電気的に加熱した部分に薄い熱可塑性シートを挟むことによって、それを溶接…。
	3.115	一体となった加熱電線をもち、一度だけ使用される別個の附属具の熱可塑性材を部分的に融解することによって、電線管を溶接するための機器。	別個の附属具の熱可塑性材を部分的に融解することによって、電線管を溶接するための機器。 備考 附属具は、一体となった加熱電線をもち、一度だけ使用される。
	7.1	IPX4 以下でない接触形ファイアライタには、次の趣旨を表示しなければならない。	最低でも IPX4 でない接触形ファイアライタには、次の趣旨を表示しなければならない。
	19.101	機器は、炎又は溶融金属を放出してはならず、温度上昇が 19.13 に規定された数値以下でなければならない。	(削除)
	22.101	適否は、目視検査及び試験によって判定する。	適否は、目視検査及び 11.の試験によって判定する。
	29.2.1	29.2.1 JIS C 9335-1 の 29.2.1 によるほか、次による。	29.3 JIS C 9335-1 の 29.3 によるほか、次による。

平成 18 年 7 月 3 日作成